

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則【技術監理局契約部契約制度課】	2
◇ 告 示	
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【産業経済局農林水産部総合農事センター】	4
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】	5
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】	6
◇ 市選挙管理委員会	
○ 教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】	7

北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 9 日

北九州市長 武 内 和 久

### 北九州市規則第 3 5 号

北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

市長は、一般競争入札により特定調達契約を締結しようとするときは、契約規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、入札期日の前日から起算して 4 0 日前までに北九州市公報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

- (1) 特定調達契約の締結までに急を要する場合 1 0 日
- (2) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 4 0 日から、5 日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
  - ア この項の規定による公告（以下「一般競争入札の公告」という。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
  - イ 特例政令第 8 条に規定する文書の交付（一般競争入札の公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
  - ウ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合
- (3) 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、商業上の物品等又は特定役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品等又は役務をいう。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数
  - ア 前号ア及びイに掲げる場合に該当する場合（イに掲げる場合を除く。）  
1 3 日
  - イ 前号アからウまでに掲げる場合の全てに該当する場合 1 0 日

第 5 条第 3 項各号列記以外の部分中「第 1 項の規定により読み替えられた契約規則第 4 条第 1 項の規定による公告（以下「一般競争入札の公告」という。）」を「一般競争入札の公告」に、「同条第 2 項」を「契約規則第 4 条第 2 項」に改める。

第6条第1項中「により読み替えられた契約規則第4条第1項の規定」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 259 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立総合農事センターにおける生産物売払代金の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 9 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
株式会社 ワールド インテック	北九州市 小倉北区 大手町 1 1 番 2 号	令和 8 年 3 月 2 5 日	令和 8 年 3 月 2 5 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和8年6月9日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区泉台一丁目836番4及び836番7から836番24まで	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平

北九州市上下水道局管理規程第6号

北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月9日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表の第3条、第4条、第6条第1項、第8条、第11条、第12条第1項、第14条、第15条の項中「第4条」の次に「、第5条第1項」を加え、同表の第5条第1項から第3項まで、第6条第1項、第10条、第10条の2、第13条の項中「、第6条第1項」を削る。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和8年6月9日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 新 上 健 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,225人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万3,537人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万5,599人

小倉北区 4万9,648人

小倉南区 5万6,590人

若松区 2万1,535人

八幡東区 1万7,336人

八幡西区 6万7,688人

戸畑区 1万5,347人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
12万6,871人